

3章

老後の生活設計

公的年金 いつから いくら もらえるの??

心豊かなセカンドライフプランづくりは、わが家（夫婦）のお金を把握することから始まります。夫婦の退職（定年）時の家計を棚卸しし、受給できる公的年金額を試算してみましょう。「何となく不安」から人生のイベント「退職」に合わせたライフプランを考え、その先を想像できれば対策も立てやすいでしょう。



退職（定年）時に手元にあるお金が、わが家（夫婦）のセカンドライフ準備金となります。退職時までの予想される収入と支出を具体的な数字で埋めてみましょう。概算が分かれば工夫も生まれます。

「セカンドライフ準備金シート **ワークシート⑥**」への記入時の注意点・記入のポイント

- ・年収は現時点の手取額（税金・社会保険料控除後）を計上。
- ・金利・物価の変動は考慮せず。
- ・迷ったら収入は予想より少なめ、支出は予定より多めに記入。
- ・あくまでも自分で記入することで概算額を知ることが目的。

〈大学年間授業料 国立約54万円、私立約84万円〉	〈実際にかかった結婚費用 約414万円〉
<p>初年度納入金（授業料含む）は、国立81万7,800円、私立130万8,320円。世帯主の年齢別にみると教育費の負担は45歳から49歳がピーク。イベント時期がわかっている教育費は計画的な準備が必要です。</p> <p>文部科学省調査 平成18年度</p>	<p>結納・婚約から新婚旅行までにかかった費用は414万円。結婚費用の親・親族からの援助総額の平均は182万円。（全国平均）子どもの結婚にかける費用も、夫婦で意思を統一しておくといでしょう。</p> <p>リクルート ゼクシィ「結婚トレンド調査2007」</p>
〈フラット35利用者の頭金 購入額の25.3%〉	〈世帯主60歳以上の無職世帯の支出306,177円/月〉
<p>マンション購入で、フラット35利用者の平均年齢は37.9歳。頭金947.1万円は購入額の25.3%。マンション購入者全体の55.2%が30歳代。</p> <p>住宅金融支援機構 「平成19年度フラット35利用者調査報告」</p>	<p>食費62,096円、交際費等55,001円などを含めた消費支出306,177円、税・社会保険料等64,991円。収入が減っても、税・社会保険料負担は続きます。毎月不足する分は貯蓄などの取り崩しで賄っています。</p> <p>総務省統計局「家計調査」平成20年</p>
〈60歳以上の世帯の平均貯蓄額 2,380万円〉	〈モデル別退職金 大卒約2,653万円・高卒約2,504万円〉
<p>全世帯の貯蓄の平均1,693万円の約1.4倍となっています。老後に備えて準備してきた結果でしょうか。</p> <p>総務省統計局「家計調査」平成20年</p>	<p>数字は平成19年6月末現在における退職金の支給額（一時金と年金原価額）です。退職金は将来的には変化が予想されますが、まだまだリタイア後の重要な収入源です。</p> <p>厚生労働省 賃金事情等総合調査 平成19年 速報</p>

（参考資料）お金のデータ

セカンドライフ準備金

ワークシート⑥

収入 手取収入

・太郎	700万円	×	10年	7,000万円
・花子	100万円		10年	1,000万円

(現在の貯蓄額(預金・有価証券を含む))

・太郎	500万円
・花子	0万円

(これからの貯蓄可能額)

- ・退職時までの満期収入(定期預金・養老保険など)
- ・その他の収入(家賃収入・不動産収入・贈与など)
- ・退職金収入

家族のプロフィール

太郎 50歳 サラリーマン
退職時まで 10年
花子 47歳 パート
幸子 高校2年生 大学希望 私立
一郎 中学2年生 大学希望 公立

500万円
0万円
2,000万円

収入計A	11,000万円
------	----------

支出

(参考) 保護者が1年間に出した学習費
(平成18年度)

	公立	私立
中学	47万円	127万円
高校	52万円	105万円

	中学	高校	大学		
・教育費 幸子		100万円	400万円	=	500万円
	一郎	90万円	150万円		250万円
・住宅ローン		120万円	×	10年	= 1,200万円
・生活費		480万円	×	10年	= 4,800万円
・子どもの結婚費用		100万円	×	2人	= 200万円
・一時支出(大学入学金・車購入・家修理・海外旅行・ローン繰上げ返済等)					2,000万円

支出計B	9,190万円
------	---------

◆わが家の資産をチェック(50歳時)

資産		負債	
預貯金(有価証券)	(500万円)	住宅ローン	(2,000万円)
住宅(時価)	(3,000万円)	自動車ローン	(150万円)
車	(100万円)	純資産額	(1,450万円)
資産計	3,600万円	負債・純資産合計	3,600万円

セカンドライフスタート時の
わが家(夫婦)のお金(A-B)

1,810万円

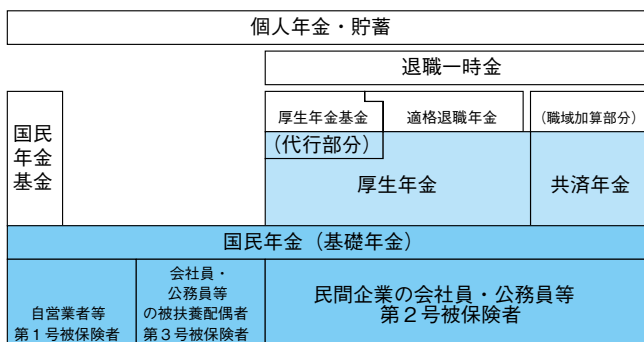
3-2 公的年金の仕組みを知ろう

■老後収入のベースは公的年金

高齢者世帯の総収入の7割近くが公的年金です。セカンドライフプランには公的年金の知識が欠かせません。

加入する年金、加入期間、報酬（給与）、生年月日などで年金額が決まる

■老後の所得保障の構成



65歳以降の被用者の標準的な年金額 (平成20年度)

238,683円

夫婦：年金に40年加入、妻は専業主婦

老齢厚生年金 (報酬比例部分)	106,667円	夫分
老齢基礎年金	66,008円	
老齢基礎年金	66,008円	妻分

※端数処理の関係上、合計額は異なります。配偶者加給年金を除く。

老齢厚生年金は生年月日によって年金の支給開始年齢が決まる

旧	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分+報酬比例部分)	老齢厚生年金 老齢基礎年金	生年月日 (男性)	生年月日 (女性)	
	60歳	65歳	昭和16年4月1日以前	昭和21年4月1日以前	
平成13年4月より定額部分の支給開始年齢の引き上げがスタート					
定額部分の引き上げ	部分年金	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分+報酬比例部分)	老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和16年4月2日~昭和18年4月1日	昭和21年4月2日~昭和23年4月1日
	60歳	61歳	65歳	昭和18年4月2日~昭和20年4月1日	昭和23年4月2日~昭和25年4月1日
	60歳	62歳	65歳	昭和20年4月2日~昭和22年4月1日	昭和25年4月2日~昭和27年4月1日
	60歳	63歳	65歳	昭和22年4月2日~昭和24年4月1日	昭和27年4月2日~昭和29年4月1日
	60歳	64歳	65歳	昭和24年4月2日~昭和28年4月1日	昭和29年4月2日~昭和33年4月1日
平成25年4月より引き続き部分年金の支給開始年齢の引き上げがスタート					
部分年金の引き上げ	部分年金	部分年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 老齢基礎年金	昭和28年4月2日~昭和30年4月1日	昭和33年4月2日~昭和35年4月1日
	60歳	61歳	65歳	昭和30年4月2日~昭和32年4月1日	昭和35年4月2日~昭和37年4月1日
	60歳	62歳	65歳	昭和32年4月2日~昭和34年4月1日	昭和37年4月2日~昭和39年4月1日
	60歳	63歳	65歳	昭和34年4月2日~昭和36年4月1日	昭和39年4月2日~昭和41年4月1日
	60歳	64歳	65歳	昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降
最終的な姿	60歳	65歳			

〈40歳代〉

昭和36年4月2日以降生まれ (男性)
昭和41年4月2日以降生まれ (女性)

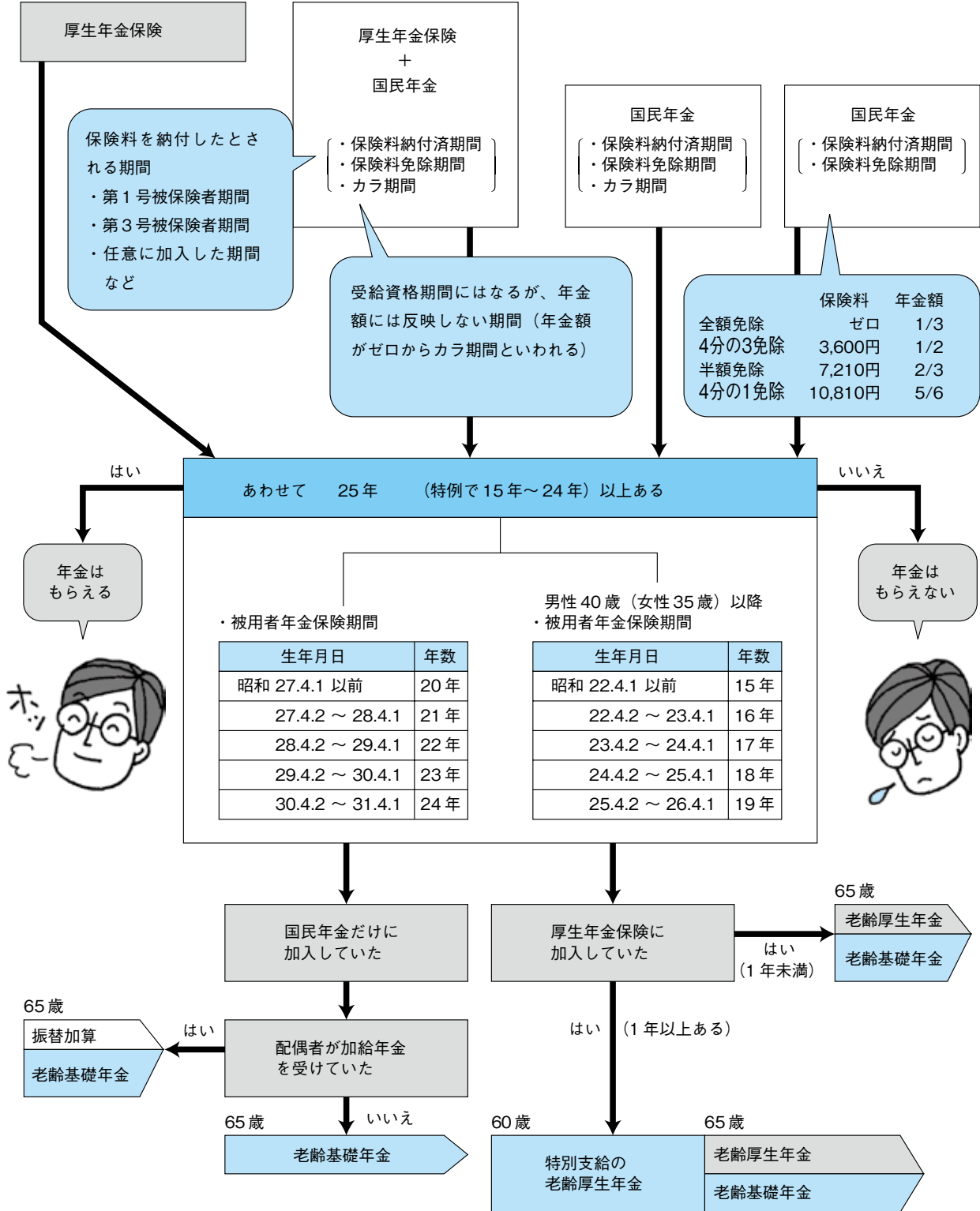
60歳代前半最大
1,200万円
年金額減少となる

仮に60歳時の年金額が上記標準的な単身者で月約20万円とすると
20万円×5年×12カ月
=1,200万円

老後準備も「自己責任時代」へ

老齢年金は原則25年以上加入しないともらえない

■あなたは「年金」を受給できますか？



※支給開始年齢は P.30 参照。

3-3 もらえる年金額をチェック

あなたは「いつから」「いくら」もらえるか？

老齢年金額 平成20年度価格

■国民年金 生年月日と加入期間で年金額が決まる

ワークシート⑦

国民年金から受給できる「老齢基礎年金」は、20歳～60歳まで原則40年加入すると、65歳から満額792,100円が受給できます。

📄 1年当たりの国民年金からの年金受給額の目安

生年月日	年金額
昭和 12.4.2～昭和 13.4.1 生まれ	22,000円
13.4.2～14.4.1	21,400円
14.4.2～15.4.1	20,800円
15.4.2～16.4.1	20,300円
16.4.2以降	19,800円

1年分の国民年金額は19,800円で計算すればいいんだよね。

30年加入すると

65歳から

老齢基礎年金が

$19,800円 \times 30年 = 594,000円$

受給できる

■厚生年金保険 生年月日と加入期間と報酬（平均給与）で年金額が決まる

夫：昭和23年5月生まれ（60歳）、37年加入、平均給与35万円、3歳年下の専業主婦の妻

60歳	64歳	65歳	68歳
部分年金（報酬比例部分） $3.2万円 \times 37年 = 118.4万円$	特別支給の老齢厚生年金 $5.2万円 \times 37年 = 192.4万円$	老齢厚生年金 + 老齢基礎年金 = 192.4万円	
加給年金 396,000円			



夫の生年月日で見えるんだね。

📄 配偶者の加給年金額（家族手当的な年金） ※加給年金については、「くらしとお金のQ & A」p39参照

生年月日	加給年金額（配偶者）
昭和 9.4.2～15.4.1	261,500円
15.4.2～16.4.1	295,200円
16.4.2～17.4.1	328,900円
17.4.2～18.4.1	362,500円
18.4.2～	396,000円



夫の年金は、60歳～64歳は、報酬比例部分だけになるんだね。37年加入なので37倍するんだね。

📄 加入期間1年当たりの厚生年金額の目安

単位：万円（ ）内報酬比例部分 千円未満四捨五入

生年月日	平均給与（平均標準報酬月額）				
	20	25	30	35	40
16.4.2～17.4.1	4.3 (2.0)	4.8 (2.5)	5.3 (2.9)	5.8 (3.4)	6.2 (3.9)
17.4.2～18.4.1	4.2 (1.9)	4.7 (2.4)	5.1 (2.9)	5.6 (3.4)	6.1 (3.9)
18.4.2～19.4.1	4.1 (1.9)	4.6 (2.4)	5.0 (2.9)	5.5 (3.3)	6.0 (3.8)
19.4.2～20.4.1	4.0 (1.9)	4.5 (2.4)	4.9 (2.8)	5.4 (3.3)	5.9 (3.8)
20.4.2～21.4.1	3.9 (1.9)	4.4 (2.3)	4.8 (2.8)	5.3 (3.2)	5.8 (3.7)
21.4.2～	3.8 (1.8)	4.3 (2.3)	4.7 (2.7)	5.2 (3.2)	5.6 (3.7)

※年金額は総報酬制を考慮していません。

(平成20年度価格)

夫婦でもらえる年金額 (夫：昭和23年5月生まれの60歳 妻：昭和26年5月生まれの場合)

夫婦なら2人分の年金が受給できます。ただし、2人の働き方により受け取る年金額には大きな差があります。

■国民年金（原則65歳から支給される）

・自営業者などは無年金期間5年を意識しておこう。

夫婦で国民年金の加入者は、原則60歳～64歳の5年間は年金空白期間です。



夫：国民年金保険37年加入

65歳
 $19,800 \text{円} \times 37 \text{年} = 732,600 \text{円}$

妻：国民年金30年加入

65歳
 $19,800 \text{円} \times 30 \text{年} = 594,000 \text{円}$

■会社員の夫婦 (専業主婦の妻)

夫：厚生年金保険37年加入、平均給与35万円



60歳	64歳	65歳
部分年金 $3.2 \text{万円} \times 37 \text{年} = 118.4 \text{万円}$	特別支給の 老齢厚生年金 $5.2 \text{万円} \times 37 \text{年} = 192.4 \text{万円}$	老齢厚生年金 + 老齢基礎年金 = 192.4 万円
加給年金 396,000円		

妻：国民年金30年加入



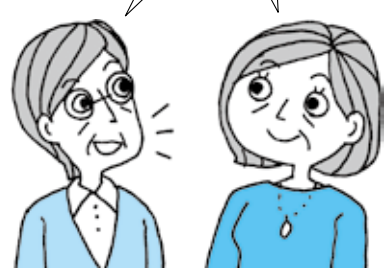
妻の生年月日で年金額をみるのね！

妻65歳
 振替加算75,900円
 老齢基礎年金
 $19,800 \text{円} \times 30 \text{年} = 594,000 \text{円}$

生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額
昭和18.4.2～19.4.1	124,700円	22.4.2～23.4.1	100,300円	26.4.2～27.4.1	75,900円
19.4.2～20.4.1	118,500円	23.4.2～24.4.1	94,100円	27.4.2～28.4.1	70,000円
20.4.2～21.4.1	112,400円	24.4.2～25.4.1	88,200円	28.4.2～29.4.1	63,800円
21.4.2～22.4.1	106,400円	25.4.2～26.4.1	82,000円	29.4.2～30.4.1	57,700円
				41.4.2～	0円

大切なお金だから2人で話し合って上手に使いたいね。

夫婦でがんばった分、年金額も多いわね。



■会社員世帯 夫婦で厚生年金保険加入



妻（厚生年金保険に原則20年以上加入）が、年金を受給すると加給年金はなくなるのね。

夫：厚生年金保険37年加入、平均給与35万円

60歳	64歳	65歳
部分年金 $3.2 \text{万円} \times 37 \text{年} = 118.4 \text{万円}$	特別支給の 老齢厚生年金 $5.2 \text{万円} \times 37 \text{年} = 192.4 \text{万円}$	老齢厚生年金 + 老齢基礎年金 = 192.4 万円

妻：厚生年金保険30年加入、平均給与20万円

60歳	63歳	65歳
部分年金 $1.8 \text{万円} \times 30 \text{年} = 54 \text{万円}$	特別支給の老齢厚生年金 $3.8 \text{万円} \times 30 \text{年} = 114 \text{万円}$	老齢厚生年金 + 老齢基礎年金 = 114 万円

年金を早くもらう、遅らせてもらう

■年金を早くもらう（繰上げ支給）

老齢基礎年金は、65歳前であっても、60歳になったときに希望して請求すれば、翌月から支給されます。この場合、年金額は繰上げた年齢によって一定の率で減額されます。

特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢前の厚生年金と、繰上げ支給の老齢基礎年金の一部または全部に対する支給の繰上げを請求できます。

また、繰上げ支給を行うと、いくつか支給制限を受ける場合があります。（例：障害基礎年金や寡婦年金が受けられないなど）

■年金を遅らせてもらう（繰下げ支給）

65歳からの支給を先延ばしして、66歳以後の希望するときから支給を受けることもできます。年金額は、繰下げた年齢によって、一定の率で加算されます。

平成19年4月より、65歳からの老齢厚生年金についても繰下げ支給ができるようになりました。

📄 老齢基礎年金 繰上げ・繰下げ受給総額（累計額） 昭和16年4月2日以降生まれ

※国民年金満額 792,100円（平成20年度）として算定

（単位：円）

		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
		70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%
1年目	60歳時	554,500										
2年目	61歳時	1,109,000	602,000									
3年目	62歳時	1,663,500	1,204,000	649,500								
4年目	63歳時	2,218,000	1,806,000	1,299,000	697,000							
5年目	64歳時	2,772,500	2,408,000	1,948,500	1,394,000	744,600						
6年目	65歳時	3,327,000	3,010,000	2,598,000	2,091,000	1,489,200	792,100					
7年目	66歳時	3,881,500	3,612,000	3,247,500	2,788,000	2,233,800	1,584,200	858,600				
8年目	67歳時	4,436,000	4,214,000	3,897,000	3,485,000	2,978,400	2,376,300	1,717,200	925,200			
9年目	68歳時	4,990,500	4,816,000	4,546,500	4,182,000	3,723,000	3,168,400	2,575,800	1,850,400	991,700		
10年目	69歳時	5,545,000	5,418,000	5,196,000	4,879,000	4,467,000	3,960,500	3,434,400	2,775,600	1,983,400	1,058,200	
11年目	70歳時	6,099,500	6,020,000	5,845,500	5,576,000	5,212,200	4,752,600	4,293,000	3,700,800	2,975,100	2,116,400	1,124,800
12年目	71歳時	6,654,000	6,622,000	6,495,000	6,273,000	5,956,800	5,544,700	5,151,600	4,626,000	3,966,800	3,174,600	2,249,600
13年目	72歳時	7,208,500	7,224,000	7,144,500	6,970,000	6,701,400	6,336,800	6,010,200	5,551,200	4,958,500	4,232,800	3,374,400
14年目	73歳時	7,763,000	7,826,000	7,794,000	7,667,000	7,446,000	7,128,900	6,868,800	6,476,400	5,950,200	5,291,000	4,499,200
15年目	74歳時	8,317,500	8,428,000	8,443,500	8,364,000	8,190,600	7,921,000	7,727,400	7,401,600	6,941,900	6,349,200	5,624,000
16年目	75歳時	8,872,000	9,030,000	9,093,000	9,061,000	8,935,200	8,713,100	8,586,000	8,326,800	7,933,600	7,407,400	6,748,800
17年目	76歳時	9,426,500	9,632,000	9,742,500	9,758,000	9,679,800	9,505,200	9,444,600	9,252,000	8,925,300	8,465,600	7,873,600
18年目	77歳時	9,981,000	10,234,000	10,392,000	10,455,000	10,424,400	10,297,300	10,303,200	10,177,200	9,917,000	9,523,800	8,998,400
19年目	78歳時	10,535,500	10,836,000	11,041,500	11,152,000	11,169,000	11,089,400	11,161,800	11,102,400	10,908,700	10,582,000	10,123,200
20年目	79歳時	11,090,000	11,438,000	11,691,000	11,849,000	11,913,600	11,881,500	12,020,400	12,027,600	11,900,400	11,640,200	11,248,000

※100円単位の端数処理を行う関係で、実際の支給額とは若干異なることがあります。

平成20年4月

※減額・増額率は具体的には月数単位で算出されます。

60歳からの選択（60歳から64歳まで）

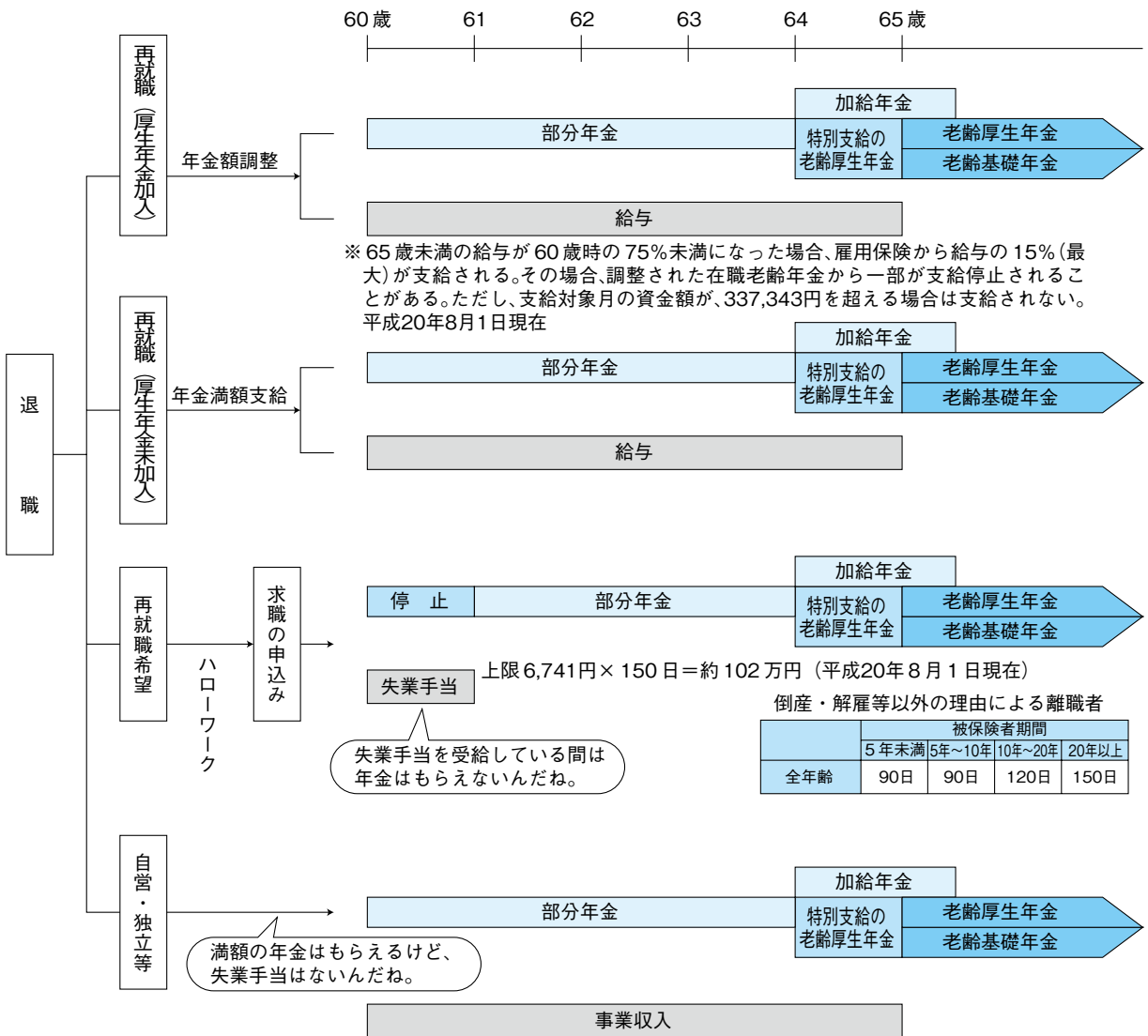
昭和23年5月生まれ（男性）の場合

退職後、あなたはどんな夢プランをもっていますか？

生涯現役でいたいから退職後も働く、これからは仕事はやめて趣味に生きたい、など夢プランは人それぞれです。仕事を続ける場合でも、就職して厚生年金保険に加入するか加入しないか、また再就職したときの給与の額により受給できる年金額も変わります。

就職せず自営での再出発もあります。したがって、退職後の夢プランづくりに、「働き方で変わる年金額」を知っておくことが大切となります。

あなたのセカンドライフ夢プランは



※図は概略の流れを示しています（専業主婦の妻がいるケース）。

60歳代前半と65歳以降の在職老齢年金

平成19年4月から、70歳以上の在職者も年金額と給与などに応じて、年金の一部または全部が支給停止されることになりました。対象となるのは昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の人で、過去に厚生年金の被保険者期間がある人です。

昭和12年4月1日以前生まれ	昭和12年4月2日以降生まれ
年金調整なし	年金調整あり

60歳～64歳も65歳以降も年金額と給与などの額が一定額を超えると年金額がカットされます。

60歳代前半の在職老齢年金

60歳代前半の在職老齢年金早見表 (単位:万円)

年金(月) 給与等	5万円	8万円	10万円	15万円	18万円	20万円
10万円	5.0	8.0	10.0	15.0	18.0	19.0
20万円	5.0	8.0	9.0	11.5	13.0	14.0
24万円	4.5	6.0	7.0	9.5	11.0	12.0
28万円	2.5	4.0	5.0	7.5	9.0	10.0
32万円	0.5	2.0	3.0	5.5	7.0	8.0
36万円	0	0	1.0	3.5	5.0	6.0
40万円	0	0	0	1.5	3.0	4.0

※給与等とは毎月の給与と1年以内の賞与を12カ月で除した額

年金月額10万円を受給できる人が、給与月22万円、賞与72万円を受けると……



給与22万円と賞与6万円(72万÷12カ月)で給与等は28万円、年金10万円だから、実際に受給できる年金月額は5万円、給与と併せて月27万円の収入になるんだね。

65歳以降の在職老齢年金

60歳代後半、70歳以上の在職老齢年金早見表

年金(月) 給与等	10万円	15万円
12.6万円	全額支給	全額支給
20万円	全額支給	全額支給
28万円	全額支給	全額支給
36万円	全額支給	13.5万円
44万円	7.0万円	9.5万円
50万円	4.0万円	6.5万円

65歳以降は老齢厚生年金(報酬比例部分)と給与などの合計額が48万円を超えると、調整されますが、老齢基礎年金は全額支給されます。したがって65歳以降働く多くの人は給与も年金も全額支給となります。

	給与等	支給停止額
老齢厚生年金(報酬比例部分) 給与など(直近1年間に支払われた賞与を含む)の合計額	48万円超	(年金月額+給与等-48万円)×1/2
	48万円以下	全額受給できる

老齢厚生年金(報酬比例部分)10万円+給与等28万円<48万円なので、年金は全額支給なんだね。



65歳

老齢厚生年金 120万円 (月10万円)
老齢基礎年金 (全額支給)
加給年金 39.6万円 (月33,000円)
+
給与収入 264万円 (月22万円)+賞与収入

3-5 その他の年金制度

急速な少子高齢の進展などにより、公的年金を補完する企業年金や自助努力の年金の位置付けも大きく変わりつつあります。代表的な厚生年金基金、国民年金基金、確定拠出年金の内容をご紹介します。

■厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険の一部（代行部分）を国に代わって支給し、さらに企業独自の加算部分を上乗せする制度です。対象となっているのは会社員の約16%（平成17年度末）、老後収入が増えるため基金の年金額の目安を知っておきましょう。

📄 厚生年金基金加入員の平均的な給付

平均年金月額	うち基金からの上乗せ給付月額	うち加入者の厚生年金保険の平均年金月額
182,000円	16,000円	166,000円

厚生労働省「平成19年度 年金制度のポイント」（平成17年度末）

■国民年金基金

国民年金に上乗せして原則65歳から支給される自営業などの人のための年金です。加人口数で掛金が決まり、1口目は終身、2口目は5種類のタイプから選択します。

📄 〈50歳代の加入例〉

種類	掛金月額	1口目		2口目				
		終身		終身		確定（10～15年）		
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型
女性		19,090円	18,220円	9,545円	9,110円	6,145円	4,270円	6,700円
男性		16,020円	13,780円	8,010円	6,890円	6,145円	4,270円	6,700円

1口目 16,020円 2口目 6,145円

掛金額は 22,165円

📄 〈1口当たりの年金額〉60歳まで加入した場合

加入時年（月） 年齢	1口目	2口目
50歳 1カ月	118,920円	59,460円
〃 2カ月	117,840円	58,920円
〃 3カ月	116,760円	58,380円
〃 4カ月	115,680円	57,840円
〃 5カ月	114,600円	57,300円
〃 6カ月	113,520円	56,760円
〃 7カ月	112,440円	56,220円
〃 8カ月	111,360円	55,680円
〃 9カ月	110,280円	55,140円
〃 10カ月	109,200円	54,600円
〃 11ヶ月	108,120円	54,060円

加入年齢が50歳2カ月なら
年金額は（65歳から）

1口目 117,840円
2口目 58,920円
176,800円（100円単位）

※終身年金の掛金は男性、女性別々に設定されています。

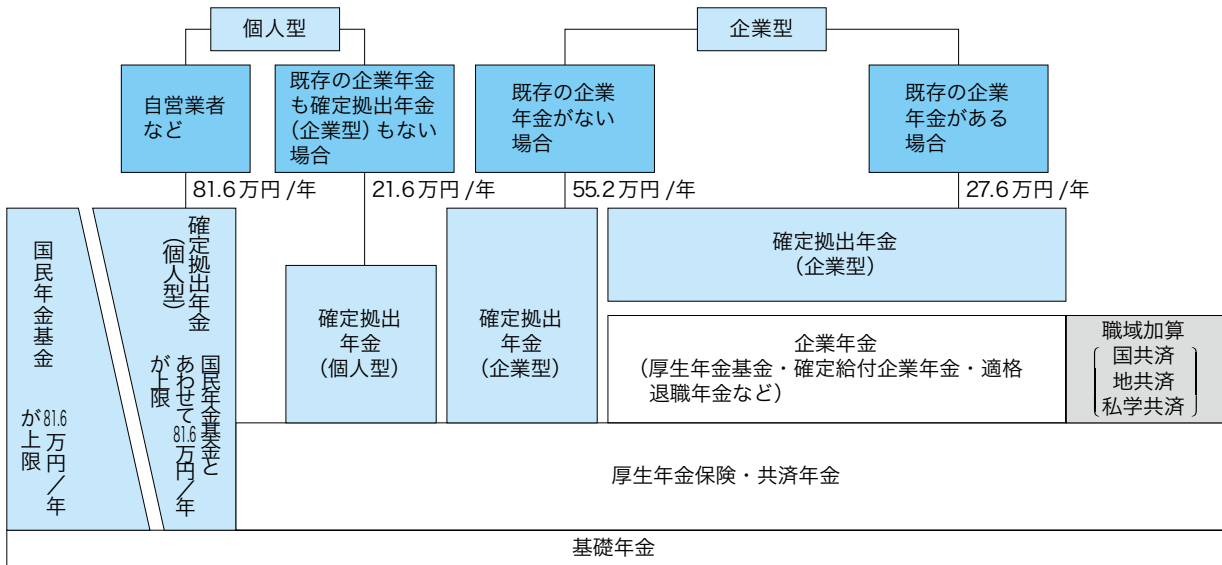
■確定拠出年金（国民年金・厚生年金保険等に上乗せする年金制度）

毎月一定の掛金を拠出し、年金額は加入者の運用次第となる確定拠出年金の制度が、平成13年10月〈個人型は平成14年1月〉からスタートしました。自分のお金をどう運用して増やすのか、加入者にも年金や金融商品の知識が求められる「自己責任」の時代となりました。

掛け金拠出	企業型	企業のみ	→ 原則 60 歳から一時金または年金が支給される。
	個人型	個人のみ	

※専業主婦（国民年金の第3号被保険者）や公務員は加入できません。

📄 変わる企業年金と確定拠出年金の掛金額



■確定拠出年金で運用成果を予測してみる

- ・毎月18,000円を積み立てると、20年後には 5,803,920円 となる（年利3%で運用の場合）
 $(18,000円 \times 12カ月) \times 26.870 = 5,803,920円$
- ・15年後に 500万円 にしたいのなら、毎年 231,707円 の積立が必要になる（年利5%で運用の場合）

$$5,000,000円 \div 21.579 = 231,707円$$

📄 目標額のための積立金早見表

年 \ 利率	2%	3%	5%
5	5.204	5.309	5.526
10	10.950	11.464	12.578
15	17.293	18.599	21.579
20	24.297	26.870	33.066

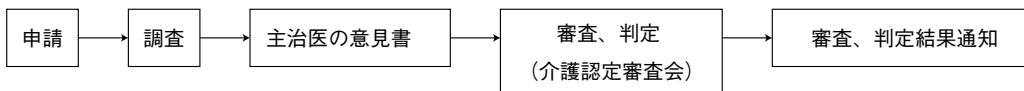
急速に進行する少子高齢化により、介護は家族だけでなく社会全体で対応していこうという趣旨のもと、平成12年4月から介護保険制度が実施されています。

■被保険者は40歳以上の人

区 分	年 齢	保険料徴収方法
第1号被保険者	65歳以上	市区町村が年金から天引きまたは個別に徴収
第2号被保険者	40歳以上65歳未満	医療保険者が医療保険料に上乗せして徴収

■介護の給付を受けるには認定が必要

介護保険の給付を受けるためには、市区町村で、介護の必要性、介護の程度についての認定を受けなければなりません。



■認定基準

判定結果は、以下のように分類され、それに応じた介護保険サービスが受けられます。

予防給付	要支援1、要支援2
介護給付	要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5

■介護保険のサービス

居宅介護（在宅サービス）	在宅の人に対して行われるサービス
	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、訪問リハビリテーション等
施設介護（施設サービス）	24時間管理者の下で行われるケア
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

■利用者負担と支給限度額

介護保険の利用者は原則1割の自己負担でサービスを受けられます。

また、在宅サービスについては要介護度ごとに支給限度額が設けられ、支給限度額を超える追加サービスの利用費は利用者の負担となります。

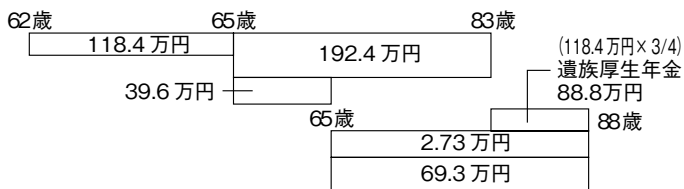
3-7 早見表で見る積立予想額

退職時に準備できるお金と公的年金等がセカンドライフに使えるお金です。

ワークシート⑧

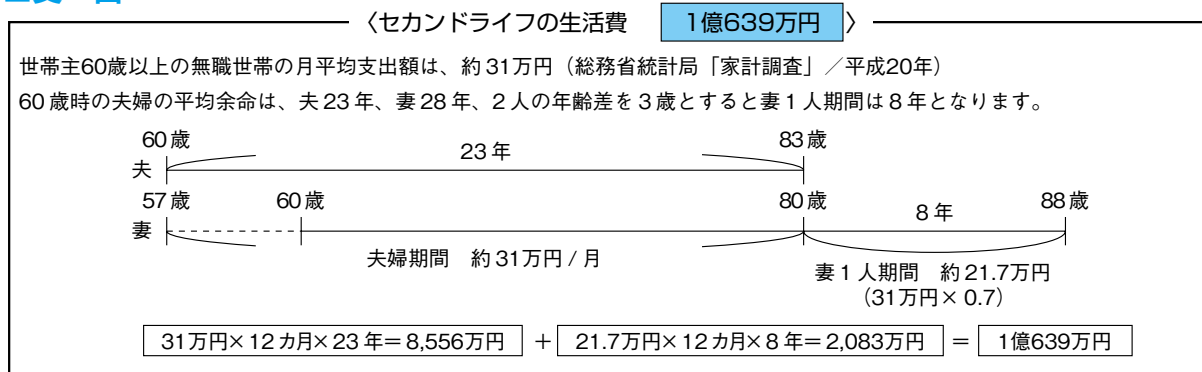
■収入

退職時準備金	1,810万円
太郎の年金	約3,937万円
花子の年金	約2,367万円
収入計	約8,114万円



太郎：昭和31年5月生まれ／厚生年金37年加入／平均給与35万円
花子：昭和34年5月生まれ／国民年金35年加入

■支出



試算の結果 収入計－セカンドライフの生活費 = △2,525万円 (不足額)

不足額があっても、60歳までは、収入の中から不足額の積立ても可能ですし、60歳以後は運用しながら生活費として取り崩していくこともできます。

仮に30年間のセカンドライフ準備金があと **2,500万円** 欲しい場合、年2%で運用しつつ均等に取り崩すと、60歳時に **1,868万円** 必要です。50歳の人なら定年までの **10年間** に2%で運用すると **毎年170万円** ずつ積立てれば可能です。

目録 目標達成のための積立額早見表1

	1%	2%
5年	0.196	0.192
10年	0.096	0.091
15年	0.062	0.058
20年	0.045	0.041

目録 年金を受けるための元本早見表2

	1%	2%
10年	0.947	0.898
20年	0.902	0.818
30年	0.860	0.747

定年時に必要な貯蓄は2,500万円×0.747=1,868万円（元本早見表2）

定年までの10年間で1,868万円貯めるには1,868万円×0.091≒170万円／年（積立額早見表1）

およその目安がわかれば、夫が定年後も働く、妻の働き方を変える、60歳までの生活スタイルとかける費用の見直しも可能です。